

児童虐待防止にご協力を

～11月は児童虐待防止推進月間です～

気づくのは
あなたと地域の
心の目



（平成24年度「児童虐待防止推進月間」標語）

■児童虐待が頻発しています

最近、親が小さな子どもに暴行を加え、大けがを負わせたり、死なせてしまふ事件が後を絶ちません。

児童虐待は、子どもの心身の成長とその後の人格形成に大きな影響を与えています。

■ネグレクト(育児放棄)や言葉の暴力も虐待

直接の暴力以外にも、食事を与えなかったり、子どもに冷たい態度をとったり、無視することも虐待で、子どもに深刻な悪影響を及ぼす恐れがあります。

■親子を守るために

虐待をしている側にその意識がない場合も多く、早期に周囲の皆さんが気づいてあげることで、子どもを愛して

いるのにも関わらず、虐待をしてしまっている親を助けることができます。

■虐待が疑われたらすぐに連絡を

自分の子どもでなくとも、虐待を受けたと思われる子どもを見つかったり、「おかしい」と感じたら、迷わず家庭児童相談室または中央子ども家庭相談センターへ連絡(相談)してください。皆さんにご協力いただけることで、子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援することになります。

なお、情報をお寄せになった方のプライバシーは厳重に守られ、確認の結果、虐待の事実がなくても責められることはありません。

問い合わせ

社会福祉課 家庭児童相談室

☎65・06660

☎63・4085

※次の機関でも相談を受け付けています。

中央子ども家庭相談センター

☎077・5662・1121

☎077・5665・7235

24時間対応子どもを守るほっとライン

☎077・562・8999

地震の発生に備えて

地震への備えは、様々な対策があります。今回は、その代表的なものを紹介します

○木造住宅無料耐震診断

市では、古い木造住宅(昭和56年5月以前築)について無料で耐震診断を実施しており、その結果に基づいて専門家から補強や改修などアドバイスを受けていただけます。

○耐震改修

地震の際に家の倒壊を防ぐために、前出の無料耐震診断などを活用して、家自体を耐震の構造に改修しておくことは最も効果的な対応の一つです。

○家具などの転倒・落下防止

近年発生した地震では負傷原因のうち、家具などの転倒によるものの割合が大きくなっています。本棚やタンスは、L字金具などで固定し、窓ガラスは、飛散防止フィルムを貼るなど、地震発生時を想定して、家具配置に工夫する

ことで、いざという時の被害を軽減できます。

○耐震シェルター・防災ベッドの設置

耐震改修は安全確保のため最も効果的な方法の一つですが、多額の費用や手間がかかります。それに対して、万が一の倒壊時に身を守る空間を確保する耐震シェルターや防災ベッドは耐震改修よりも、比較的安価に設置することができます。

次の地震対策には市からの補助があります。

○木造住宅無料耐震診断

○木造住宅耐震改修

○家具の転倒防止器具

○耐震シェルター・防災ベッド

【危機管理課】

※補助を受けるにあたっては、条件がありますので、それぞれの担当課までお問い合わせください。

問い合わせ

住宅建築課 建築係

☎65・0725

☎63・4601

危機管理課 防災危機管理係

☎65・0665

☎63・4619

自動交付機停止日のご案内

◇自動交付機を11月13日(火)、12月2日(日)停止します

11月13日(火)は、市内5か所の全ての自動交付機がシステム更新のため利用停止になります。

なお、13日の業務時間内に限り、自動交付機を利用するための暗証番号を登録した別記のカードを登録者ご自身で窓口へ持参されますと、自動交付機の交付手数料で証明書交付をさせていただきます。

また、12月2日も、更新作業により自動交付機を停止します。この日は、閉庁日のため証明交付が受けられませんので、この他の日に来庁いただくようお願いいたします。



自動交付機

▼自動交付機が利用できるカード

・住民基本台帳カード
(※裏面に㊟のゴム印があるもの)

・ごつか市民カード

(※裏面に㊟のゴム印があるもの)

問い合わせ

市民課 市民窓口係

☎62・4272

☎65・6338

難聴障がいへのご理解を

難聴者・中途失聴者をはじめとした聴覚障がいは、事故や病気などが原因で、誰もが突然に負ってしまう恐れのあるものです。しかし、一見しただけでは、聴覚に障がいがあるかどうか分からないため、周囲の人たちから、この障がいを持つ人の悩みをなかなか理解してもらえないという問題があります。

そのため、人間関係において誤解やトラブルが起こりやすくなり、社会だけでなく、家庭内でも孤立がちになるなど、社会生活を送ることに支障をきたす場合があります。

「難聴者の明日を考えるつどろ」

●日時：11月11日(日)13時から16時30分

●対象：県民の皆さん

※申込不要、入場無料

●場所：野洲文化ホール(野洲市小篠原)

●内容：

・記念講演「中途失聴者の心理」

山口利勝氏(山口福祉文化大学教授)

・パネルディスカッション

主催：滋賀県中途失聴難聴者協会

問い合わせ

自立支援課 自立支援係

☎65・0702

☎63・4085

第8回 甲賀市美術展覧会作品募集

市民の皆さんの文化芸術への関心を高め、創作作品の発表と鑑賞の機会を設け、明るく楽しい文化生活を実現することを目的として開催します。

《会期》平成25年2月23日(土)～3月3日(日)

《場所》

・書、工芸・立体部門：あいこつが市民ホール
・平面、写真部門：……碧水ホール

《応募資格》

甲賀市・湖南市内に在住または通勤・通学する方(中学生以下は応募できません)

《応募部門および作品規格》

1 平面(洋画・日本画・版画等)
キャンバスサイズが20号(72.7cm×50cm)以上、50号(116.6cm×116.6cm)以内。日本画、水墨画切り絵等もこれに準ずる。ただし、版画は下限を設けない。展示できるように額装などの配慮をすること。ただし、ガラスは入れない。展示用のつり紐を付けること。

2 工芸・立体(工芸・彫刻・立体造形等)

平面作品は縦・横がそれぞれ2.2m以内(外装を含む)。立体作品は縦・横・高さの合計が2.4m以内の作品で、かつその一辺が1.5m以内とする。手動で移動可能な範囲で、展示上危険でないもの。

3 書

作品は半切(36cm×13.6cm)以上、16平方尺以内。ただし、一辺が2.4m以内。額装に限る。篆刻、刻字作品についても、規定枠内とする。作品の釈文を添えてお申し込みください(形式は自由)。いずれも展示しやすい形態であること。

4 写真

フィルムカメラ、デジタルカメラによる作品(自家出力

プリントも可)とする。単写写真は半切A3ノビ以上。写真は、1m×2.2m以内とし、作品を一体化してはならないようにして出品すること。作品は額装(ガラス・アクリル板はなし)またはパネル張りとし、展示用のつり紐を付けること。

《出品点数》

一人につき平面、工芸・立体、書部門は1点、写真部門は2点以内。

《出品料》

作品1点につき500円。

※次の方は無料です。高等学校、特別支援学校高等部の学生、18歳以下の方。

《搬入日時》

平成25年2月17日(日)9時から17時(時間厳守)

《搬入場所》

・書、工芸・立体部門：あいこつが市民ホール
・平面、写真部門：……碧水ホール

詳しくは各地域市民センター、公民館、図書館などに置いてあります募集要項(11月中旬配布)をご覧ください。

問い合わせ

甲賀市美術展覧会実行委員会

事務局：教育委員会

文化スポーツ振興課文化振興係

(あいこつが市民ホール内)

☎62・226226

☎62・22625